

年金記録確認大阪地方第三者委員会第一部会（第9回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月8日（火） 9時30分から10時40分
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）川口委員長（部会長）、石谷委員、久米川委員、塩委員、山下委員  
（総務省）鎌田局長、城野次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 委員会におけるあっせん案の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金1件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定した。
  - (3) 次回の第一部会は1月18日（金）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第三部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月8日（火） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）石田委員（部会長）、河村委員、竹内委員、那須委員、藤本委員  
（総務省）鎌田局長、藤井次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金1件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
厚生年金1件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとされた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
  - (3) 次回の第三部会は1月15日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月11日（金） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）島川委員（部会長）、大西委員、角田委員、早澤委員、佛性委員  
（総務省）田所総務部長、中村次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金2件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。また、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
  - (3) 次回の第二部会は1月17日（木）9時30分から開催することとなった。

（ 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり ）

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会（第15回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月15日（火） 12時00分から13時30分
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者  
(委員会) 川口委員長、島川委員長代理、天野委員、石田委員、石谷委員、大西委員、岡西委員、河村委員、久米川委員、竹内委員、樽谷委員、那須委員、南部委員、早澤委員、藤本委員、佛性委員、米子委員  
(総務省) 田所総務部長、藤里事務室長ほか
4. 議題
  - (1) 年金記録確認第三者委員会の体制について
  - (2) 部会の編成及び部会長の指名について
  - (3) 年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針の改正について
5. 会議経過
  - (1) 事務室から新たに委嘱された年金記録確認大阪地方第三者委員会委員が紹介された。
  - (2) 今後の委員会の運営方法については、委員会に新たに一つの部会を設置することとされ、四部会制で今後、審議を行うこととされた。委員長の指名により各部会に属する委員が決められた。また、委員長の指名により第一部会長に川口委員長が、第二部会長に島川委員長代理が、第三部会長に石田委員が、第四部会長に天野委員がそれぞれ決められた。  
なお、各部会の今後の開催日程等については事務室から説明を行った。
  - (3) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の成立を踏まえ、平成19年12月26日に一部改正された「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」について事務室から説明を行った。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第三部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月15日（火） 13時30分から15時30分
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）石田委員（部会長）、塩委員、岡西委員、南部委員、米子委員  
（総務省）田所部長、藤里室長、藤井次長、城野次長ほか
4. 議題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) 審議の進め方について
  - (3) 申立案件の審議
5. 会議経過
  - (1) 石田部会長から、部会長に事故があるときに、その職務を代理する委員を指名。
  - (2) 事務室から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の成立を踏まえた事案の審議のあり方等について説明。
  - (3) 申立案件についての審議を行った。（厚生年金1件）  
審議に当たっては、申立案件について、申立期間の長さ等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
本件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとされた。
  - (4) 次回の第三部会は1月23日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月17日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）島川委員（部会長）、久米川委員、樽谷委員、早澤委員  
（総務省）田所総務部長、中村次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金2件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) 部会として、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
  - (3) 次回の第二部会は1月24日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第一部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月18日（火） 9時30分から11時15分
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）川口委員長（部会長）、竹内委員、石谷委員、藤本委員  
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 委員会におけるあっせん案の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金4件、厚生年金1件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録に係る申立案件1件について、納付記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第一部会は1月21日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第四部会（第1回）議事要旨

1 日時 平成20年1月18日（金） 9時30分から12時まで

2 場所 大阪合同庁舎第2号館7階 近畿管区行政評価局会議室

3 出席者

（委員会）天野委員（部会長）、大西委員、角田委員、河村委員  
（総務省）田所総務部長、藤里室長ほか

4 議題

- （1）部会長代理の指名
- （2）厚生年金事案の審議のあり方について
- （3）申立案件の審議

5 会議経過

- （1）天野部会長から、部会長に事故があるときにその職務を代理する委員を指名。
- （2）事務室から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の成立を踏まえた厚生年金事案の審議のあり方について説明。
- （3）申立案件について審議を行った。（厚生年金1件、国民年金1件）  
それぞれの申立案件について、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて議論が行われた。  
申立案件2件については、次回以降の部会において引き続き審議を継続することとされた。
- （4）次回の第四部会は、1月23日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第一部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月21日（月） 13時30分から15時30分
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）川口委員長（部会長）、竹内委員、佛性委員  
（総務省）田所部長、城野次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 委員会におけるあっせん案の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金3件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 厚生年金保険に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第一部会は1月28日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第三部会（第7回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月23日（水） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪合同庁舎第4号館4階 第5共用会議室
3. 出席者  
（委員会）石田委員（部会長）、塩委員、岡西委員、南部委員、米子委員  
（総務省）藤井次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金2件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
申立案件3件については、次回以降の部会において、引き続き審議を継続することとされた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。また、国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第三部会は1月30日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第四部会（第2回）議事要旨

1 日時 平成20年1月23日（水） 13時30分から15時50分まで

2 場所 大阪合同庁舎第2号館7階 近畿管区行政評価局特別会議室

3 出席者

（委員会）天野委員（部会長）、大西委員、角田委員、河村委員、山下委員  
（総務省）鎌田局長、藤里室長ほか

4 議題

申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件について審議を行った。（厚生年金1件、国民年金2件）

それぞれの申立案件について、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて議論が行われた。

申立案件3件については、次回以降の部会において引き続き審議を継続することとされた。

（2）次回の第四部会は、1月30日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月24日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）島川委員（部会長）、樽谷委員、那須委員、早澤委員  
（総務省）鎌田局長、中村次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金1件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) 部会として1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
  - (3) 次回の第二部会は1月31日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第一部会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月28日（月） 13時30分から16時10分
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）川口委員長（部会長）、竹内委員、石谷委員、藤本委員  
（総務省）鎌田局長、城野次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金2件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 厚生年金保険に係る申立案件1件について、部会として資格喪失日等の記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定した。また、国民年金に係る申立案件2件及び厚生年金保険に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第一部会は2月4日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第三部会（第8回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月30日（水） 13時30分から15時40分

2. 場 所 大阪合同庁舎第4号館3階 近畿厚生局会議室

3. 出席者

（委員会）石田委員（部会長）、岡西委員、南部委員、米子委員  
（総務省）鎌田局長、藤井次長ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金2件、厚生年金2件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第三部会は2月5日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第四部会（第3回）議事要旨

1 日時 平成20年1月30日（水） 13時30分から16時10分まで

2 場所 大阪合同庁舎第2号館7階 近畿管区行政評価局特別会議室

3 出席者

（委員会）天野委員（部会長）、大西委員、河村委員

（総務省）田所総務部長、藤里室長ほか

4 議題

申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件について審議を行った。（国民年金4件）

それぞれの申立案件について、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて議論が行われた。

申立案件のうち3件については、次回以降の部会において引き続き審議を継続することとされた。

（2）あっせん案の決定

国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があるとするあっせん案を決定した。

（3）次回の第四部会は、2月6日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第13回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月31日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局特別会議室
3. 出席者  
（委員会）島川委員（部会長）、久米川委員、樽谷委員、那須委員、早澤委員  
（総務省）鎌田局長、田所総務部長、中村次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金2件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) 部会として1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
  - (3) 次回の第二部会は2月7日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕